

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 逢澤 圭一郎

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	32
総務県民生活	33
環境農林	34
福祉保健医療	35
産業労働企業	36
県土都市整備	36
文教	37
警察危機管理防災	38
特別委員会	
自然再生・循環社会対策	38
地方創生・行財政改革	39
公社事業対策	40
少子・高齢福祉社会対策	40
経済・雇用対策	41
危機管理・大規模災害対策	42
人材育成・文化・スポーツ振興	42
新型コロナウイルス感染症対策	43

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第116号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国は財政力の高い自治体に対して大幅に減額した上で交付金を措置しているとのことであり、地域の実情に見合っていないがどう考えているのか」との質疑に対し、「本来であれば、歳出に連動して人口や経済規模、新規陽性者数などを勘案し、交付額を措置すべきであり、国に対し、財政力による補正を行わず、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映した上で、十分な交付金を措置するよう強く要望している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「マイナンバーカードの普及について」質問が行われました。

その中で、「取得率が高い自治体の事例を参考にすべきと考えるが、調査をしているのか。また、県は取得率を向上させるためにどのような取組をしているのか」との質問に対し、「取得率が高い自治体の取組を調査した結果、取得のための写真の用意が大変だという住民からの意見に対して、出張申請サポートの際、新しい端末等を活用して、課題を解消しているとのことであり、効果が大きいと考えている。また、県では、県内市町村の好事例を取りまとめているが、今年度からは、出張申請サービスの実施に当たり、職員が不足している市町村からの要望に基づき、県職員を派遣している」との答弁がありました。

次に、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して、会計管理者から「収入証紙制度廃止及びその後のキャッシュレス化の取組について」の報告がありました。

この中で、「高齢者などキャッシュレス弱者に対して、どのように対応していくのか」との質問に対し、「クレジットカードを持っていない方でも、交通系ICカードのような身近な電子マネーなど、多様な決済手段があるということを様々な媒体で周知徹底していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 杉田茂実

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第116号議案について、「私立学校に対して光熱費等の価格高騰分12.3%について補助するとのことだが、その算出方法はどのようになっているのか。また、今後ガソリン価格や電気料金が上昇した場合、この補助で対応できるのか」との質疑に対し、「まず、光熱費等の費目ごとに、令和4年2月から7月までの6か月とその前の6か月の平均を比較し物価上昇率を求め、電気、ガス、ガソリンなどの上昇率を加重平均して算出した。また、国では本年10月末を目途に経済対策を取りまとめ、電気代等の高騰対策も盛り込まれるとの報道もあるため、今回の補正が一時支援金であることも踏まえ、国の動向や今後の物価高騰を注視しながら、どういった対応ができるのか検討していきたい」との答弁がありました。

また、第120号議案について、「特別支援学校の新築工事の工期を令和5年3月31日まで延長するとの

ことだが、開校の時期に影響は出ないのか」との質疑に対し、「本年12月末までに校舎自体はおおむね完成するため、令和5年1月以降に始まる校舎内での開校準備に支障はないことを確認している。当初の予定どおり、令和5年4月1日に開校する」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第116号議案について、「新型コロナウイルスの影響で障害者のスポーツ離れはどの程度進んでいるのか。また、スポーツ離れの解消に向けて、今後どのように取り組んでいくのか」との質疑に対し、「埼玉県障害者交流センターのスポーツ施設の利用人数は、大きく減少している。スポーツ離れの解消については、今回の補正で購入するパラスポーツ用具を活用して、パラスポーツイベントや参加人数を増やす取組を実施していく。さらに、障害者が学校や体育施設など身近な場所でスポーツに親しめるように、障害の種類に応じた施設側の配慮事項を紹介するなど情報発信に努めていきたい」との答弁がありました。

このほか、第118号議案及び第121号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第28号議案「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「個室を設けているにもかかわらず、条例の対象外となる店舗があるのか。また、そのような店舗があるとすれば、不公平ではないのか」との質疑に対し、「例えば、カラオケボックス店は、店舗内の構造や設備がインターネットカフェ等と異なっており、犯罪の防止を図る必要性が低いと判断して、条例の対象外と想定している。また、対象の範囲は、店舗の構造等を総合的に考慮したものであり、公平性については担保されていると考える」との答弁がありました。

また、「一般社団法人日本複合カフェ協会との意見交換において、店舗での本人確認に関する意見が

あったとのことだが、条例にはそのような記載はない。あえて条例に記載しなかった理由は何か」との質疑に対し、「本人確認については、具体的な対策事項であるため、他の条文とのバランスを考慮して明記していないが、第18条第3項の『その他必要な措置』に位置付けられると考える。また、第4項で指針を定めるものとしており、その中に盛り込むことを想定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第28号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 深谷 顕史

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案1件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第116号議案について、「次世代自動車普及促進事業費では、災害時のレジリエンス機能向上のため、事業者幅広く、外部給電器の導入補助を行うとのことである。対象事業者の選定に当たっては県全体での給電器の有効な配置を考慮すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「災害時応援協定を締結している事業者がいるので、危機管理防災部とも連携を図りながら、検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第116号議案について、「土地改良施設緊急支援事業では、節電に取り組む土地改良区に対し、電気料金高騰分を支援するとの

ことだが、どのような節電の取組を求めるのか。また、補助は、県内全ての土地改良区が対象となるのか」との質疑に対し、「土地改良区に求める節電の取組は、農業用水利用を番水制とすることによる揚水機の稼働台数の削減などである。個々の組合員に求める取組としては、農業用水の掛け流しの抑制などを想定している。また、原則として県内全ての土地改良区が補助の対象である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第3号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「政府は、今後、原子力委員会において、エネルギー資源庁などの検討内容を踏まえた上で、『原子力利用に関する基本的考え方』を取りまとめていくこととしているが、現在は、令和3年10月に閣議決定された『第6次エネルギー基本計画』に基づき、安全性を最優先することを大前提としてエネルギー政策を進めているところである」、「現在、我が国が直面する課題は、安全かつ安定的なエネルギー供給を低炭素、脱炭素な方法で実行していくことである。単に原発の問題を批判するだけでは、これらの課題を乗り越えることはできず、エネルギー政策に関する将来への責任を果たしているとは言えない」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「グリーントランスフォーメーション実行会議の発表はこれまでの原発の新增設を否定した政府方針を転換するものであり、撤回すべきと考える。今後、導入を目指すという次世代型原発についても、安全性や経済性は未知数であり、原発事故のリスクがないという保証はない。岸田文雄首相は、安価で安定的、脱炭素に対応するのが原発であると発言したが、福島第一原発の事故処理費用は少なくとも11兆円に上っている。また、東京電力の旧経営陣に対し、賠償を命じた東京地方裁判所は、判決において、原発事故が起これば、国土の広範な地域や国民全体にも甚大な被害を及ぼし、地域の社会的、経済的コミュニティの崩壊や喪失を生じ、ひいては我が国そのものの崩壊につながりかねないと言及している。首相はこの警告を

真摯に受け止め、新方針を撤回するべきである」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部から「次世代施設園芸埼玉拠点に係る5か年検証について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 高橋 稔 裕



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第116号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「福祉施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止のためには、通所系や訪問系の事業所についても、抗原検査キットを配布し、感染拡大防止を図る必要があると考えるがどうか」との質疑に対し、「通所系や訪問系の事業所での検査は必要性があると考えている。本年9月の国からの通知では、次の感染拡大に備えて高齢者施設の職員等に対して集中的な検査の実施を要請しており、支援策として抗原検査キットが県に配布されることになっているため、配布状況を見ながら対応していく」との答弁がありました。

また、「福祉施設の運営継続に対する支援について、今秋以降も更に光熱費等が高騰する可能性がある。福祉施設での影響の実態を今後も把握していき、必要な措置を検討すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「今後も光熱費等の高騰による影響の把握に努め、その影響が広範囲に及ぶ場合は介護報酬へ組み込むことも重要になるため、国へ要望していく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「ひきこもり支援においては、これまでの支援でも脱却に向けた次のステップまでなかなかつなげられない状況にある。支援団体の活動内容を周知する動画やSNSでどの程度の効果があるのか。また、発信の際には、ひきこもった理由や社会復帰したきっかけなどを掲載し、社会復帰後の活躍などの視点も必要と考えるがどうか」との質疑に対し、「以前は9団体であった民間支援団体が、ひきこもり支援に関する条例の制定後は31団体まで増えている。動画の完成後は、様々な手段で発信し、身近なところで活動する団体を周知することで、なかなか外に踏み出せない本人や悩んでいる家族に届けていく。また、ひきこもり相談サポートセンターにおいても、ひきこもりを体験した方が、ひきこもって悩んでいる方の相談に対応している事例などの紹介を検討したい」との答弁がありました。

また、「各保健所へ民間派遣看護師を配置する事業は、保健所の負担軽減を目的としているにもかかわらず、保健所では夜間の電話対応が行われている。現在提案されている夜間の電話対応の一元化により、職員に夜間勤務が発生し、過労を招く懸念が解消されていない。また、事業に参画しない保健所もあると聞いている。保健師の離職率が高止まりし、保健所や感染症対策課の長時間労働が常態化している。職員の健康や待遇、県民への対応力の向上を図るため、直ちに対策を講じるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症対策のため、様々な対策を講じながらも、現場の負担が高い状況が継続している。各職場における職員の健康管理に引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 宮崎 吾一



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第116号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「トラック運送事業者の経営改善への支援について、貨物自動車1台当たり30,000円、貨物軽自動車1台当たり10,000円の補助額は、どのように積算したのか。また、支援台数はどの程度を想定しているのか」との質疑に対し、「補助額については、令和4年2月から7月までの半年間とその直前の半年間を比較した軽油価格の高騰分、総務省から毎年度通知されているトラック1台当たりの標準軽油使用量、車種ごとの燃費等を加味し決定した。支援台数については、令和3年3月末の届出台数と近年の届出台数の伸び率を考慮し、貨物自動車98,000台、貨物軽自動車24,000台とした」との答弁がありました。

また、「観光応援キャンペーンによる観光関連事業者への支援について、同一の事業者に継続的に委託を行っているようだが、委託料には不明瞭な部分が生じやすい。経費を節減し、利用者により多くの利益を還元するため、委託に当たっては積算上の単価なども確認していくべきではないか」との質疑に対し、「委託に際しては、複数の事業者に内容を確認するほか、他県の事例なども確認の上、積算している。また、事業者の選定に当たっては、業者選定委員会等を通じ、公平に行っていく」との答弁がありました。

また、「オンラインを活用した海外販路開拓に取り組む中小企業等への支援について、コロナ禍において、ECサイトへの出店は顧客の獲得につながる。今回、補助件数を20件増やすとのことだが、需要を

考えると件数が少ないのではないか」との質疑に対し、「今年度の当初予算事業には、昨年度以上となる応募をいただいた。また、円安の中、海外販路開拓を目指すためECなどのニーズも高まっているという県内経済団体の声も踏まえて、支援件数を設定した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、企業局から「埼玉県営水道長期ビジョンの見直しについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 安藤 友貴



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第116号議案について、「43億7,000万円ほどの繰越明許費が設定されているが、この理由は何か。また、昨年度と比較して繰越明許費が約18億円減少しているが、事業者に影響はないのか」との質疑に対し、「繰越の大きな要因は、支障物件の移設等に関する地権者との調整などに不測の日数を要したことにより、年度内の完了が困難となった。昨年度に比べ新型コロナウイルス感染症の影響が減少していることが主な理由であることから、事業者への過度な負担等はないものと考えている」との答弁がありました。

次に、第124号議案について、「有料道路の障害者割引制度について、事前登録をしていない車両が障害者割引を受けるためにはどうすればよいのか」との質疑に対し、「一般レーンで、障害者割引の事前

登録をした障害者手帳を提示することにより、障害者割引を受けられる予定である。ETCを利用する場合は、障害者手帳と合わせてETCカードを提示する必要がある」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第116号議案について、「県営公園における再生可能エネルギー導入可能性調査の目的は何か。また、この時期に調査を行う必要性はあるのか。さらに、再生可能エネルギーの導入を優先して、公園の樹木を伐採するなど、公園の持つ機能を損なうことはないのか」との質疑に対し、「電気料金の急激な高騰による公園の維持管理費を抑制すること、公園に蓄電池を併設することで防災機能の強化を図ることを目的としており、早急に検討を進めたいと考えている。また、公園内の樹木は、自然環境、景観、防災機能など都市公園にとって大変重要な機能であることから、公園の本来の機能を損なうような導入は想定していない」との答弁がありました。

次に、第116号議案及び第117号議案について、「県営公園や県営住宅の照明灯をLED灯に交換する際に、公園や街のデザインについて、ブランディングの視点を考慮した電灯の色を選定してはどうか」との質疑に対し、「公園については、夜間利用者への安全性を確保するため昼白色を採用している。今後は、園路以外の電灯を電球色にするなど、景観を楽しめるような演出効果の工夫についても検討していきたい。県営住宅についても、外灯の交換に当たっては、利用者である自治会の意見なども参考にしながら、電灯の色を検討していきたい」との答弁がありました。

このほか、第123号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告



副委員長 阿左美 健 司

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「教員の超過勤務について」、「学校におけるいじめ問題について」及び「教員の未配置・未補充の現状と解決への取組について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「教員の超過勤務については、メリハリをつけながら進めていく必要があると思うがどうか」との質問に対し、「働き方改革の目的は、教員がゆとりを持った時間の中で教材研究や子供たちの相談にしっかり対応し、子供たちにより良い教育を提供して、毎日元気で明るく教室に行ける環境を整えることである。子供たちの相談などには引き続き対応していくとともに、DXを活用し業務の省力化が図られている事例を、県立学校や市町村に普及させていきたい」との答弁がありました。

次に、「国の中央教育審議会では、教育委員会の在り方について、市町村がより主体性を持って学校運営の責任を負う体制が整うのに従い、都道府県が行う指導助言、援助の役割を限定する方向で見直すという答申を出している。しかし、いじめの重大事態のような問題が発生した場合、市町村の対応力の格差がますます広がることが懸念されるが、教育長はどのように考えるか」との質問に対し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条において、都道府県教育委員会は、市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導助言又は援助を行うことができると規定されている。市町村によって規模、取組状況、課題は様々であり、いじめの対応だけでなく、様々な面において、県内一律に同じような教育が子供たちに提供できるように、

市町村に対して県としての役割を果たし、しっかり支援していく」との答弁がありました。

次に、「本県は、これまで、豚熱や台風災害など様々な問題に際して、全県全庁を挙げて応援体制を組み、克服してきた。教員の未配置・未補充の問題についても、埼玉の教育の危機と捉え、県教育委員会挙げて応援体制を組むことで乗り越えられるのではないか」との質問に対し、「児童生徒や保護者、地域との信頼関係を基盤とする学校教育の実情や教職の特殊性を考慮すると、応援体制の構築は難しい。また、未配置・未補充が生じる期間も不透明であるため、見通しを持った派遣は難しく、職員の通常業務への影響も懸念される」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「学校におけるヤングケアラー支援の取組について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第119号議案について、「犯罪抑制のための効果的な条例とするために、改正された条例をどのように周知していくのか」との質疑に対し、「県警察のホームページによるほか、ラジオでの広報、各警察署における広報誌などで県民に周知していきたい」との答弁がありました。

次に、第122号議案について、「国からヘリコプターが配備された際、ヘリコプターテレビシステムを標準装備とすることはできなかったのか。また、当該システムの耐用年数は何年で、更新をする必要はないのか」との質疑に対し、「ヘリコプターは、

航空法の定めにより完成させた機体でなければ追加装備ができないため、製造段階で当該システムを搭載することはできない。また、システムの耐用年数は、おおむね10年であり、ヘリコプターの耐用年数が、おおむね20年であるため、活用状況を踏まえシステムの更新を検討する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「北朝鮮ミサイル発射の際の、Jアラートの連絡体制及び県の対応について」質問が行われました。

その中で、「ミサイル着弾までの限られた時間の中で、国、県及び市町村の伝達体制はどのようになっているのか。また、県に情報が伝達された場合の対応は検討しているのか」との質問に対し、「国はミサイル発射を探知すると、該当する都道府県に対し、Jアラートで情報発信する。対象となった都道府県の受信と同時に、各市町村の防災行政無線が自動起動し、直ちにメッセージが発出される。本県が対象となった場合、直ちに危機対策本部を立ち上げる。県幹部にズームなどを利用し、速やかに情報共有を行い、被害情報を収集する。さらに、県のホームページやツイッターなどで情報を配信する」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「消防広域化について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 宇田川 幸 夫



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、

廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県産木材の利用拡大に向けて、山の所有者から消費者に至るまで、経営面も含めどのように支援しているのか。また、県全体の森林面積のうち、どのくらいの森林整備を支援していくのか」との質問に対し、「県産木材が供給できるネットワークづくりに対する支援に加え、経営面を含めてふかんに支援する体制を検討していきたい。また、県全体の森林面積が約120,000ヘクタールであり、そのうち約40,000ヘクタールを対象に森林の循環利用を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「土壌の性質改善に向けたバイオマスの利活用率を上げるために、目標をおおむね達成している家畜排せつ物や稲わらではなく、他の分野で推進していかなければ、バイオマスの普及につながらないのではないか」との質問に対し、「バイオマスの利活用は、種類に応じて関係部局と連携し横断的に進める必要がある。今後、目標値などを関係部局と共有し、バイオマスの利活用の普及につなげていく方策を検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 永瀬 秀樹



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「今後、インフラの修繕費や社会保障関連経費の増大が予想される。自主財源をどのように増やしていくのか」との質問に対し、「未利用財産の活用や売却等も行っているが、自主財源の多くを占めるのは県税収入であり、納税率の向上が歳入確保に一番効果的である。そのため、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等、多様な納税方法を導入している。今後も自主財源をしっかりと確保していく」との答弁がありました。

次に、「県内の雇用状況を一層強化することが、県内経済の活性化や県内人口の増加に大きく影響する。現在、県では求職者支援に傾注しているが、国では、労働者に対してリスクリングによる転職を促す方針である。このことについて県はどう考えているのか」との質問に対し、「企業に人材が適切に配置されることが不可欠と考えている。求職者のキャリアチェンジを促進するため、様々なマッチングの機会を提供しているが、リスクリングが必要になるケースもある。今後も、カウンセリング等で求職者の希望を聞き、必要に応じて職業訓練等を勧めていく」との答弁がありました。

次に、「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム会員数の目標達成のためには、更なる活性化が重要と考えるが、具体的にどのような取組を行うのか。また、SDGsの目標達成は困難であるが、推進していかなければならない。まずは、経過段階で、達成できる小さな目標を提示することが大切と考えるがどうか」との質問に対し、「令和3年度から、プラットフォーム内に分科会や検討部会を設け、庁内各課だけでなく、民間企業やNPO等を交えて、課題解決に向けた事業検討を行った。また、SDGsは県の各施策にリンクさせており、最終的なゴールの手前にそれぞれの施策の目標があるとする。引

き続き、スモールステップの取組を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 内 沼 博 史



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉県道路公社」、「株式会社さいたまりバーフロンティア」及び「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉県道路公社について、「道路料金収入等が減少したのは、新型コロナウイルス感染症が影響しているのか」との質問に対し、「新見沼大橋有料道路と皆野寄居有料道路の2路線を合計した交通量について、感染拡大前の令和元年度と比較して令和2年度は約11%減少、令和3年度も約4%減少しており、これにより料金収入も減少している。本県のみならず全国の有料道路の8割で交通量や料金収入が減少している状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられる」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまりバーフロンティアにつ

いて、「団塊の世代が75歳以上になるいわゆる2025年問題がある。今後のゴルフ場の集客体制をどのように考えているのか」との質問に対し、「75歳を超えると約半数の方がゴルフをやめてしまうというデータがある。女性や若年層へのアプローチを従来以上に積極的に進めることが重要だと考えている。また、高齢化が進むとアップダウンの激しいコースや遠隔地が敬遠される傾向がある。引き続き低価格で良好なコースコンディションを維持し、ホスピタリティの更なる向上により利用客数を確保していきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について、「小・中学校への出前授業である『古代から教室へのメッセージ』事業とは、具体的にどのような事業か」との質問に対し、「本物の土器や石器などの出土品を学校へ持っていき、これを教材として授業を行う事業である。実物を手に取って学習するという日頃の授業では得られない体験によって学習効果を引き出すことが可能であり、令和3年度は40校で実施した」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 岡 田 静 佳



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「災害時連携病院は、地域偏在が顕著である。どこでも起こり得る災害に備え、偏りを解消すべきと考えるが、今後どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「今年度は、秩父地域をはじめ、1医療機関あたり人口の負担が多い地域から、8病院を災害時連携病院として指定に向け調整を行っており、地域偏在の解消に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「脳梗塞などの循環器病は早期の治療が重要である。どの地域からでも早期に治療が受けられるよう循環器病対策の拠点整備を進めていく必要があるが、どのように考えているのか」との質問に対し、「今年度から、国では、脳卒中・心臓病等総合支援センターを各都道府県に1か所設置するという構想で、モデル事業を開始した。県では、脳卒中や大動脈解離などに対応するため、全県を対象とした救急医療のネットワークの構築を進めている」との答弁がありました。

次に、「本県出身者向けの県外医学生奨学金制度は、奨学金の返還免除となる条件として県内の特定地域の公的医療機関等に勤務した場合に限定している。群馬県や千葉県のように民間医療機関まで拡大しないのか」との質問に対し、「公的医療機関は地域の中核医療機関として不採算医療を担っており、その運営には公費が投入されている。当該制度を条例化する際に、公的医療機関へ従事すべきだとされたが、今後、公的医療機関に制度の対象となる医師がある程度従事するようになった場合は、民間医療機関への拡大についても、総合医局機構等における協議の場で検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告



委員長 荒木 裕 介

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「商店街や事業者が高いモチベーションを持って様々な活動やイベントを実施していくのが基本と考えるが、そうした方々のモチベーション醸成のため、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「商店街への支援に当たっては、商店街に所属する事業者自身が活動に対するモチベーションを持つことが重要になる。今年度は全商店街を対象に職員による訪問を実施しており、その際には集客につながる成功事例などを伝えながら、支援に取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「県内企業の後継者不在率は、平成29年から改善傾向にある。企業の数にかかわらず、後継者のいる企業の割合が増えなければ後継者不在率は改善しないと考えるがどうか」との質問に対し、「数値には、後継者を決めずに廃業を考える事業者も含まれており、こうした事業者が減少すると後継者不在率が減少することになる。また、平成29年に国が『事業承継5ヶ年計画』を策定し、集中的に取組を開始しており、県でも平成30年から『埼玉県事業承継ネットワーク』を構築するなど、事業承継に注力してきているため、こうした取組が後継者不在率の改善につながっていると考える」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、

「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害時の対応について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県業務継続計画において、本庁が被災した場合の代替となる施設はどこを想定しているのか。また、代替施設における電力等の確保状況はどのようなになっているのか」との質問に対し、「本庁が使用できない場合は浦和合同庁舎を、浦和合同庁舎も使用できなければ熊谷スポーツ文化公園を使用することとしている。両施設とも、防災行政無線や非常用の自家発電機を整備しており、熊谷スポーツ文化公園においては陸上競技場等のスペースも活用することを想定している」との答弁がありました。

次に、「職員参集支援システムについて、職員の登録人数はどうか。また、参集すること自体が危険な状況や、一斉帰宅を抑制している中での都内在住職員の参集など、無理に全員が参集しない方がよいケースも考えられるが、災害の状況に応じた参集方法について検討しているのか」との質問に対し、「同システムへの登録は、警察本部を除いた全部局を対象としており、教育局以外の職員定数7,740人のうち、約97%の7,509人が登録している。また、

改正した県業務継続計画では、甚大な被害のあった熊本地震等を参考として、発災から1時間での参集率を4.8%と厳しく設定しているところである。システム上で参集可能な人数を把握するとともに、被災状況によっては自宅に待機するよう配信するなど、運用方法についても検討していきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 細 田 善 則



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国際課の『埼玉発世界行き』奨学金の支給を受けた学生の留学先はアメリカやイギリス等の欧米が中心であり、高校教育指導課の『グローバルリーダー育成プロジェクト』の派遣先はシンガポールとのことである。グローバル人材の育成という同じ目的の下、欧米とアジアという異なる地域へ留学することになるが、両課で連携を図る必要はないのか」との質問に対し、「『埼玉発世界行き』奨学金では、奨学生が自身の希望する渡航先を選択しているが、『グローバルリーダー育成プロジェクト』は、国際競争力の高いアジアの国を県が選択し、高校生を派遣するものである。それぞれの事業は、対象者

のニーズに合致したものだと考えている」との答弁がありました。

次に、『埼玉発世界行き』奨学金について、例えば学位取得コースであれば100万円を支給しているが、本奨学金の金額は適正なのか。通貨の価値など情勢の変化を踏まえ、奨学金全体を増額する、あるいは、対象者を絞り、一人当たりの金額を増額するといった見直しが必要と考えるがどうか」との質問に対し、「本奨学金は、限られた財源を活用して、できるだけ多くの若者の留学を後押しする趣旨で設置している。奨学金の金額については、県国際交流協会を事務局として運営する『グローバル人材育成センター埼玉』運営協議会において、現状の中で最適な支援はどのようなものか議論をしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「現下の新型コロナウイルス感染症対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「保育所の職員が新型コロナウイルスに感染し保育士が不足すると運営ができなくなる。一日の最大陽性者数を比べると、高齢者施設より保育所の方が多。保育所を休所させないためにも、保育

所に対しても高齢者施設と同様の検査体制とすることはできないのか」との質問に対し、「国の基本的対処方針では、保育所職員の頻回検査は、感染が拡大している又は高止まりしている地域の保育所等でクラスターが多発する場合に、地域の実情に応じて、行うこととされており、高齢者施設のように、国から頻回検査の要請はされていない。しかし、感染状況をしっかりと踏まえ、国に対して、機会があれば、要望も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「無利子無担保で融資を受ける、いわゆるゼロゼロ融資の申込みが、国においても本年9月末で打ち切られた。地元商工会からは、長引くコロナ対策や現下の経済情勢により小規模事業者の経営状況は、更に厳しくなっていると聞いている。市中金融機関や日本政策金融公庫などによる借換え等の柔軟な対応のほかに、ゼロゼロ融資に代わる低利な制度融資について県の対応はどうか」との質問に対し、「県では、ゼロゼロ融資に代わる低利な制度融資として、金融機関による伴走支援を受けて経営改善を図りながら借換えや追加融資を利用できる伴走支援型経営改善資金を令和4年度に新設した。また、10月からはこの資金の融資限度額を6,000万円から1億円に引き上げたところである。しかし、県の制度融資では、国のゼロゼロ融資を借り換えることができないことから、国に対し、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じるよう要望等で伝えていきたい。今後も経済情勢や県内中小企業の経営状況を見極め、金融機関や信用保証協会と連携しながら、中小企業の資金繰り支援を行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「本年8月17日に県保健所長会から県に対して、保健所業務のひっ迫を指摘し、救える命を救いたいとの緊急提言を行った旨の新聞報道があった。県と保健所は、日頃から密に連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症業務に当たっていると考えていたが、ふだんから意思疎通は図れていたのか。また、現在は、保健所職員の使命感だけで、乗り切っている状況だと思うが、決してそれに甘えてはならず、意思疎通を図りながら、職員を大事にして業務を行っていく必要があると思うがどうか」との質問に対し、「意思疎通に大きな目詰まりがあるとは感じていなかった。指摘を重く受け止め、しっか

りと意思疎通を図り、業務に取り組んでいく。また、健康管理は、最優先事項であるので、職員に長時間の勤務を余儀なくさせていることは大変申し訳なく思っており、改善に取り組んでいく。各保健所とは、意思疎通を密にしながら、県民のために業務を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。